

Ⅱ. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称		
2	広報・調査等事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		女川町	
交付金事業実施場所		牡鹿郡女川町内	
交付金事業の概要		・各種研修を通じて必要な知識の習得や、他の原子力発電所立地自治体との意見交換などを図ります。 ・町広報誌の原子力ページに放射線の基礎知識などを掲載し、放射線に関する正しい情報を発信します。 ・国等の原子力関係機関との連絡調整等を実施します。	
総事業費		17,623,370	交付金充当額 14,189,000 うち文部科学省分 うち経済産業省分 14,189,000
交付金事業の成果目標		【調査事業】 ・他の原子力発電所への視察や各種研修等を通じ、原子力に関する職員の理解促進を図ります。 アンケートを実施し、「理解できた」「おおむね理解できた」の回答率が80%以上になることを目標とします。 【広報事業】 ・町広報誌の原子力ページへの記事掲載や町民カレンダーの作成配布を通じ、原子力に関する情報を毎月提供します。 ・町民向けの研修会（見学会）等を開催し、原子力に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 アンケートを実施し、「理解できた」「おおむね理解できた」の回答率が80%以上になることを目標とします。 【連絡調整事業】 会議等へ10回程度参加し、国、県及び他の立地自治体との緊密な意見交換を図ります。	
交付金事業の成果指標		【調査事業】 ・視察・研修への職員等の派遣 4回／年 【広報事業】 ・町広報誌の原子力ページへの記事掲載 12回／年、約3,300部発行 ・原子力カレンダーの作成配布 3,100部 ・町民向けの視察研修（見学会）の開催 3回／年 【連絡調整事業】 ・全国原子力発電所所在市町村協議会等への出席 10回／年	
交付金事業の成果及び評価		・調査事業では、年8回視察・研修会を実施し、原子力関連の知識の習得により、今後の原子力行政の参考になった。実施したアンケート結果で「理解できた」「おおむね理解できた」の回答率が100%となっており、理解促進の一助となっていると言える。 ・広報事業では、町広報紙において原子力に関するページを制作。町広報紙は、毎月3,300部、町民カレンダーは3,100部発行し、町民に対し原子力に関する知識の普及に務めた。また、町民向けの視察研修（見学会）を年3回開催し、実施したアンケート結果で「理解できた」「おおむね理解できた」の回答率が100%となっており、放射線に対する町民の不安解消に務めた。 連絡調整事業では、原子力行政施策の展開に伴う町民の安全・安心の確立等のため、国への要請等を実施した。全国原子力発電所所在市町村協議会等への出席は、年13回参加した。	
交付金事業の契約の概要			
契約の目的		契約の方法	契約の相手方
調査事業			
研修旅費	—	職員39人	1,379,690
研修雑費	随意契約（少額）	富士ツーリスト㈱ほか	356,800
情報収集整理資料購入費	随意契約（少額）	㈱梅丸新聞店	473,408
情報収集整理員給与	—	職員1人	3,723,058
情報収集整理員雑費（社会保険料）	—	市町村職員共済組合	648,590
情報収集整理雑費（負担金）	—	日本原子力産業協会ほか	254,000
広報事業			
広報制作費（広報紙）	随意契約（少額）	㈱鈴木印刷所ほか	622,094
広報雑費（燃料費）	随意契約（少額）	丸五商事㈱	35,374
広報見学会旅費	—	個人26人	4,814,640
広報見学会雑費	随意契約（少額）	富士ツーリスト㈱ほか	411,700
連絡調整事業			
旅費	—	職員26人	1,218,800
通信費（郵便料）	随意契約（少額）	日本郵便㈱	4,220
資料作成費（コピー代）	随意契約（少額）	㈱セント	68,042
雑費（有料道路通行料）	随意契約（少額）	東日本高速道路㈱東北支社	18,513
雑費（車両購入費）	指名競争入札	㈱サンヨー自動車販売	3,335,151
雑費（プリンター保守料）	随意契約（少額）	リコージャパン㈱	56,320
雑費（事務用封筒）	—	女川町長須田善明	13,018
雑費（消耗品費）	随意契約（少額）	リコージャパン㈱ほか	189,952
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無			
無し			

（備考）（1）事業ごとに作成すること。

（2）番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

（3）交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条（目的）を踏まえて具体的に記載すること。

（4）交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

（5）交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

（6）交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

（7）成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載